

社 労 連 第 419 号
令 和 6 年 7 月 3 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実
(公 印 省 略)

金融経済教育推進機構 (J-FLEC) の事業概要パンフレットの
周知について(協力依頼)

謹啓 平素は当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、金融庁及び金融経済教育推進機構から別添「金融経済教育推進機構 (J-FLEC) の事業概要パンフレットの周知について」のとおり、周知協力依頼がございました。

金融経済教育推進機構は、令和6年4月に「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づく、認可法人として、中立的な立場から金融経済教育を広く提供していくことを通じて、誰一人取り残すことなく、一人ひとり自らが描くファイナンシャル・ウェルビーイングの実現を支援するとともに、自立的で持続可能な生活を送ることのできる社会づくりに貢献することを目的として設立されました。

本件は8月の同機構の本格的な事業開始に先立ち、事業概要をご理解いただくことを意図として発出されたものです。

当連合会といたしましては、平成27年度から「公的年金制度及びその周辺知識に関する研修(理論編・実践編)」を実施し、修了者に公的年金制度及び私的年金制度等の専門的知識を基に、将来生活設計全般にあたっての助言を行う者として、「高度年金・将来設計コンサルタント(登録商標第5933395号)」の称号を付与するなどの事業を展開しており、同機構の事業は社労士業務との親和性が高く、企業の身近な存在である社労士が企業とその従業員に向けて必要な金融経済教育の紹介を行うことは、今後の社労士業務の新たな展開に資するものと思料いたします。

つきましては、貴会におかれましては、業務ご多忙の折誠に恐縮ではございますが、会員の皆様への本件に関する周知につきご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件については、連合会ホームページ会員ページ「お知らせ」で周知していること、また、8月以降に同機構の「認定アドバイザー事業」への登録勸奨や「職域での金融経済教育の推進に向けたお願い」等の具体的な事業に関する周知を改めてご依頼する予定であることを申し添えます。

謹 白

(担当：事業戦略部社労士制度推進戦略課)



全国社会保険労務士会連合会
会長 大野 実 殿



2024 年 6 月 17 日

金融庁
金融経済教育推進機構

別添

金融経済教育推進機構(J-FLEC)のパンフレット送付について

本年 4 月、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、幅広い年齢層のニーズに応じた金融経済教育を官民一体で全国的に推進するため、金融経済教育推進機構(J-FLEC)が設立されました。J-FLEC の本格的な事業開始は 8 月を予定しておりますが、それに先立ち、J-FLEC の事業概要を記載したパンフレット(別紙 1 簡易版および別紙 2 詳細版)を作成しましたので、情報提供させていただきます。

政府は、誰一人取り残さず、定期的に金融経済教育を受けられる機会の提供を目指す中、J-FLEC では、金融経済教育の提供を通じて国民が金融リテラシー(お金に関する知識や判断力)を身に付けられるよう、8 月以降講師派遣(出張授業)の募集を行います。

近年、従業員の経済的な安定を支援する取組みは「ファイナンシャル・ウェルネス」と呼ばれ、従業員エンゲージメントの向上を通じて、企業価値向上に繋がると指摘されています。中小企業を含む幅広い企業経営者や人事・福利厚生担当者の中には、従業員の新規採用、人材確保・定着やリテンション強化、すなわち人的資本経営の観点から、職域での金融経済教育の開始あるいは充実に取り組む方も増えてきたと伺っております。

そのため、企業にとって身近な存在である社会保険労務士の皆さまが、所属先・取引先企業等の企業価値向上に向けて一層ご活躍いただけるよう、企業の従業員に必要な金融経済教育を、貴連合会や都道府県社会保険労務士会と連携してご紹介したいと考えています。また、所属先・取引先企業等へ J-FLEC のご案内をいただき、金融経済教育に関心を寄せる企業経営者や人事・福利厚生担当者がいらっしゃった場合には、J-FLEC へご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以 上

【本件照会先】

金融庁 金融経済教育推進機構設立準備室 (contact@j-flec.go.jp)